		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																															
		1．就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)												(3)　就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)						(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他(内容を(2)に記入してください)	(2)　(1)のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他(内容を(4)に記入してください。)	(4)　(3)のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他(内容を(6)に記入してください。)	(6)(5)のキの内容	ア．目につきやすいサイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
40	40	20	16	18	11	21	13	35	0	2	11	11	0	1	39	0	0	0	24	1	15	0	0	0	4	4	12	0	4	12	0	9
青森県	青森市	○	○			○		○			○	新入学児童準備金については、入学通知書送付の際に案内を同封			○				○						○	新入学児童入学準備金については、希望者が教育委員会に提出	○					
青森県	弘前市	○	○		○			○							○						○									○		
青森県	八戸市	○		○	○	○	○	○			○	小学校の新入学児童学用品費等の申請に係る案内を広報誌に掲載(就学援助制度の詳細は記載していない)			○				○						○	新入学児童学用品費等の対象者のうち、小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出			○			
青森県	黒石市		○	○				○			○	児童扶養手当の手続きをした際に保護者に就学援助制度の書類を配布するよう担当課へ依頼している。			○						○									○		
青森県	五所川原市	○		○				○							○				○											○		
青森県	十和田市	○	○			○	○	○			○	就学時健康診断の通知書に就学援助制度の書類を同封する。			○				○								○		○			
青森県	三沢市	○	○	○	○	○		○							○				○	○							○			○		
青森県	むつ市	○	○			○	○	○			○	就学時健康診断の通知書に就学援助制度の書類を同封する。			○				○						○	要保護については、教育委員会で対象者を把握し、随時認定しているため、申請書などの提出は不要となっている。						
青森県	つがる市							○							○						○									○		
青森県	平川市	○									○	就学時健康診断通知に就学援助制度案内及び申請書を同封し送付している。			○						○											○
青森県	平内町	○			○			○							○				○													○
青森県	今別町						○	○							○				○													○
青森県	蓬田村						○	○							○						○						○					
青森県	外ヶ浜町	○						○		○					○						○								○	○		
青森県	鰺ヶ沢町			○		○		○							○						○						○			○		
青森県	深浦町	○		○				○			○	各学校に対して制度を書面にて周知			○				○													
青森県	西目屋村		○	○				○							○						○											
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○		○							○						○											○
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○		○		○					○						○									○		
青森県	田舎館村			○				○							○						○											○
青森県	板柳町		○	○			○	○							○				○								○					
青森県	鶴田町	○	○			○					○	毎年11月上旬に学校で就学援助制度の書類を配布			○				○													
青森県	中泊町	○	○		○		○	○							○				○								○			○		
青森県	野辺地町	○		○				○							○				○													○
青森県	七戸町		○			○	○	○							○				○								○					
青森県	六戸町						○	○			○	就学時健診の通知の際、就学援助制度の案内文書を同封			○				○													
青森県	横浜町			○				○							○				○								○					
青森県	東北町	○				○		○							○				○													
青森県	六ヶ所村		○			○		○							○				○											○		
青森県	おいらせ町	○			○		○	○							○						○											
青森県	大間町					○		○							○				○								○					
青森県	東通村		○			○									○						○											
青森県	風間浦村			○	○	○								○							○						○					
青森県	佐井村			○		○	○	○							○				○								○					
青森県	三戸町	○	○			○	○	○							○				○										○	○		○
青森県	三戸郡五戸町			○		○		○							○						○											
青森県	田子町			○		○		○							○				○													
青森県	南部町				○	○	○	○			○	・新入学児童・生徒については入学説明会で、保護者へ制度の周知をしている。 ・町のホームページに掲載している。			○				○													○
青森県	階上町	○		○	○	○		○							○										○	在校生は希望者が学校に提出，未就学児は希望者が教育委員会に提出。				○		
青森県	新郷村										○	各学校に対して制度を書面で周知			○				○													○

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞ (1) 実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在は検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を(2)に記入してください。）	＜小学校＞ (2)(1)のカの内容	＜小学校＞ (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	＜小学校＞ (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	＜小学校＞ (5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に掲載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を(7)に記入してください。）	＜小学校＞ (6)(5)のコの内容	＜小学校＞ (7) (4)でア. イ. ウ. エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③(アの場合)支給時期	＜小学校＞ (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増え、支給後に転居へ、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を(9)に記入してください。）	＜小学校＞ (9)(8)のエ及びオの内容
40	40	27	7	6	0	0	0	0	27	1	0	6	0	0	0	0	0	3	7	16	1	8	7	9	10	9	0	0	0	2	10	10	0	2	0	3	1	0	1
青森県	青森市	○							○											○		○	○								○	入学通知書送付の際に案内を同封							
青森県	弘前市	○							○											○					○														
青森県	八戸市	○							○										○			○	○	○	○	○													
青森県	黒石市	○							○									○					○	○															
青森県	五所川原市	○							○										○			○		○															
青森県	十和田市	○							○										○							○					○	入学予定者へ送付する就学時健康診断通知書に案内等を同封。							
青森県	三沢市	○							○											○		○	○		○	○													
青森県	むつ市	○							○											○		○	○			○					○	就学時健康診断の通知文書とともに配布							
青森県	つがる市	○							○										○												○	就学時検診の案内に制度に関する書類を同封し、郵送している。							
青森県	平川市	○							○											○											○	就学時健康診断通知に就学援助制度案内及び申請書を同封し送付している。							
青森県	平内町	○							○										○						○														
青森県	今別町	○							○											○											○	・入学対象者宛に通知文を発送							
青森県	蓬田村	○							○											○											○	就学時健康診断結果を送付するときに一緒に郵送している。							
青森県	外ヶ浜町	○							○											○		○								○										
青森県	鰺ヶ沢町		○									○																												
青森県	深浦町	○							○											○				○																
青森県	西目屋村		○									○																												
青森県	藤崎町	○							○										○			○		○	○	○														
青森県	大鰐町	○							○											○				○	○	○														
青森県	田舎館村			○																																○				
青森県	板柳町			○																																○				
青森県	鶴田町	○							○											○					○	○														
青森県	中泊町		○									○																												
青森県	野辺地町		○							○																														
青森県	七戸町	○							○											○			○	○																
青森県	六戸町	○							○									○													○	就学時健診の通知の際、就学援助制度の案内文書を同封							
青森県	横浜町	○							○											○					○														
青森県	東北町	○							○											○			○								○	入学通知書に案内を同封し、郵送した。							
青森県	六ヶ所村			○																														○						
青森県	おいらせ町		○									○																												
青森県	大間町			○																																○				
青森県	東通村			○																														○						
青森県	風間浦村		○									○																												
青森県	佐井村		○									○																												
青森県	三戸町	○							○									○													○	就学時健康診断の書類とともに案内を配布（郵送）							
青森県	三戸郡五戸町	○							○												○			○		○														
青森県	田子町	○							○											○										○										
青森県	南部町	○							○										○						○															
青森県	階上町	○							○											○		○		○	○	○														
青森県	新郷村			○																																	○			小学校、中学校に入学前の者を対象とした給付金制度を実施している。

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに〇）						＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1） 当てはまるもの1つに〇をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
40	40	27	6	6	0	0	1	1	27	1	0	5	0	0	0	0	0	4	7	15	1	2	0	3	1	0	1	10	2	17	2	1	3	5	6
青森県	青森市	○							○											○								○							
青森県	弘前市	○							○											○										○					
青森県	八戸市	○							○										○										○						
青森県	黒石市	○							○									○										○							
青森県	五所川原市	○							○										○															○	特に対応していない。
青森県	十和田市	○							○										○															○	特別な対応はしていない。
青森県	三沢市	○							○											○										○					
青森県	むつ市	○							○											○										○					
青森県	つがる市	○							○										○											○					
青森県	平川市	○							○											○											○				特に対応していない。
青森県	平内町	○							○										○									○							
青森県	今別町	○							○											○														○	・支援等について現段階では検討していない。
青森県	蓬田村	○							○											○										○					
青森県	外ヶ浜町	○							○											○										○					
青森県	鰺ヶ沢町		○									○																○							
青森県	深浦町	○							○											○													○		
青森県	西目屋村						○	域内に中学校がない																				○							
青森県	藤崎町	○							○										○									○							
青森県	大鰐町	○							○											○								○							
青森県	田舎館村			○																				○						○					
青森県	板柳町			○																				○						○					
青森県	鶴田町	○							○											○												○			
青森県	中泊町		○									○																			○				
青森県	野辺地町		○							○																			○						
青森県	七戸町	○							○											○								○							
青森県	六戸町	○							○									○												○					
青森県	横浜町	○							○											○													○		
青森県	東北町	○							○											○										○					
青森県	六ヶ所村			○																		○								○					
青森県	おいらせ町		○									○																		○					
青森県	大間町			○																				○									○		
青森県	東通村			○																		○								○					
青森県	風間浦村		○									○																○							
青森県	佐井村		○									○																○							
青森県	三戸町	○							○									○												○					
青森県	三戸郡五戸町	○							○												○													○	特に対応していない
青森県	田子町	○							○											○										○					
青森県	南部町	○							○										○											○					
青森県	階上町	○							○									○																○	特段対応していない。
青森県	新郷村			○																					○		小学校、中学校に入学前の者を対象とした給付金制度を実施している。			○					

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
																										(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。						(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付が思の悪いや、昼食、被服等が思い者または学用品、通学用品等に不自由していると食等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍	（6） (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7） 補足事項	ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと整定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると整定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
40	40	35	35	26	30	28	35	11	10	18	20	16	16	22	14	5	2	10	1	9	17	1	9	2	7	0	2	3	2	0	0	0	0	
青森県	青森市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3		事故、災害、長期入院、失職、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等		○			○						20%未満
青森県	弘前市	○	○	○	○	○	○					○		○																				20%未満
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○			1.3													20%未満
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○					○	○	○					○			1												20%未満
青森県	五所川原市	○	○																															15%未満
青森県	十和田市	○					○							○		○					1				○		○							20%未満
青森県	三沢市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1.3				○				○					20%未満
青森県	むつ市		○																	○			保護者が怪我や病気で働けなくなった世帯（証明する書類が必要）												15%未満
青森県	つがる市	○					○									○					1.3				○				○					25%未満
青森県	平川市		○		○																													10%未満
青森県	平内町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			その他教育委員会が必要と認めるもの												15%未満
青森県	今別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						35%未満
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○			その他教育委員会において援助が必要と認められる者。												20%未満
青森県	外ヶ浜町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○																			15%未満
青森県	鰺ヶ沢町	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.3													35%未満
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○																											10%未満
青森県	西目屋村	○	○	○	○		○				○									○			特別な事情で生活が困窮している者												10%未満
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			その他、特別な事情により経済的に困窮し、就学に支障があると認められる者												15%未満
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○																			15%未満
青森県	板柳町	○			○	○	○			○	○							○			1.3													25%未満
青森県	鶴田町	○	○	○	○	○	○								○	○					1.05				○			○						20%未満
青森県	中泊町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○					1.2				○		○							25%未満
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○			教育委員会が特に必要があると認める者												20%未満
青森県	七戸町	○	○				○											○			1.3													15%未満
青森県	六戸町	○					○											○			1													15%未満
青森県	横浜町	○	○	○	○	○	○				○			○																				15%未満
青森県	東北町	○	○		○	○	○											○			1.2													15%未満
青森県	六ヶ所村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
青森県	おいらせ町		○				○																											10%未満
青森県	大間町		○																	○			保護者が病気、入院等で就労できないと認められるもの （医療機関受診の請求書、領収書又は就労できない旨の証明を添付）、その他町条が特に援助を必要と認めるもの												20%未満
青森県	東通村	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			災害等												15%未満
青森県	風間浦村	○	○	○	○	○	○			○	○																							20%未満
青森県	佐井村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○																			5%未満
青森県	三戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.05													20%未満
青森県	三戸郡五戸町	○	○		○		○				○			○	○									昨年度と認定基準に変更ないが、昨年度の調査の際に「セ. 生活福祉資金による貸付け」に○をしていなかった。											15%未満
青森県	田子町																	○			1.1													15%未満
青森県	南部町	○	○	○	○	○	○					○	○	○																				15%未満
青森県	階上町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○			1.1			(3)キ、ク、サ、シ、スについては、チの基準に該当する場合に認定。											25%未満
青森県	新郷村	○	○	○	○	○	○		○					○	○	○				○	1.1													15%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |